

教育相談室での「通級による指導」について

鍋屋田小学校の教育相談室では、発達障害のお子さんに『通級による指導』を行います。

Q 1 「発達障害のお子さん」とは、どんなお子さんでしょうか？

A 大きく3つに分けられます。

①<対人関係の障害>

- ・ お友達となかなかなじめない。
- ・ 初めてのことに對して、とても心配する。こわがる。
- ・ ものごとにこだわって、やるべきことができなくなる。 など



②<注意の障害>

- ・ 落ち着けない。じっとしてられない。
- ・ とにかく不注意で、すぐつまづいたり、転んだりする。
- ・ いろいろなことに興味を示すので、一つのことに集中できない。 など

③<学習の障害>

- ・ 話を聞くとわかるのに、読んだり書いたりすることが苦手。(書くときはマス目にうまく入れられないこともあります。)
- ・ 計算をしようとすると、位がそろわず筆算をまちがえやすい。
- ・ 何かに不器用である(はさみをなかなか使えない・スキップができない・自転車にのれない・など、いろいろな場合があります。)

これらは、育て方のせいではなく、生まれたときからもっている障害です。小さいときから適切に対処して育てていくことで、十分な成長が期待できます。

発達障害は、保健所の検診等で明らかになることが多く、お医者さんによって診断されます。小学校入学後明らかになることもあります。

Q 2 「通級による指導」の中身を教えてください。

A 一人のお子さんにつき、1週間に1時間～8時間まで学習をします。

学校の授業時間内で、特に苦手な学習を個別に行って自信をつけたり、遊びやゲームをして友達との関わり方を学んだり、体全体を使う運動から手先の細かい運動までやってからだの成長をうながしたりします。

お医者さん、作業療法士、そして保護者の皆さんも含め、お子さんに関わっている人みんなが指導の方針を決めて、実行していきます。

Q3 「通級による指導」を受けるためには、どんな手続きが必要ですか。

A 二つの手続きが必要になります。

① お医者さんから「発達障害」の診断を受けていること。

- 「高機能広汎性発達障害（HFPDD）」「高機能自閉症（HFAU）」「アスペルガー一症候群」
- 学習障害（LD）
- 注意欠如—多動性障害（ADHD）
- 軽度発達障害

も、発達障害にあたります。



② 教育相談室に相談に行って、「通級による指導を受けることが望ましい。」といわれること。

この2点がそろっていれば、すぐにでも通級を始められます。

「診断も相談歴もないが、通級による指導を受けたい。」という方は、手続きのご相談に応じますのでご連絡ください。

<今年度「通級による指導」の予定>

月	内容
5月～10月	校内のお子さんの通級による指導を始めます。 他校のお子さんの教育相談と学校訪問をいたします。
11月	他校のお子さんの通級による指導を始めます。
1月	教室の設備が全て整います。

何かありましたら、お気軽にご相談ください！



長野市立鍋屋田小学校
通級指導教室（発達障害）担当 石井順子
電話 234-2185
FAX 234-2186